

令和6年度 木更津市学校給食費無償化事業について

第3子以降の

学校給食費が無償になります!

(令和6年4月から令和7年3月まで)



多子世帯の子育て世帯に対する経済的負担軽減のため、第3子以降の義務教育期間における市立小・中学校の学校給食費を無償化します。

無償化の適用を受ける場合は、

「令和6年度木更津市学校給食費第3子以降の無償化申出フォーム」から
申出してください。

このお知らせは、無償化の対象外となる方も含め、
市立小・中学校における全ての世帯に配付しています。



申出はこちから

第3子以降の学校給食費無償化の対象となる保護者

以下の①から③を全て満たしている保護者が無償化の対象となります。

- ① 子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が市立小・中学校で給食の提供を受けている。
- ③ 国や県及び市の補助制度により、学校給食費の全額補助を受けていない。

例：生活保護、準要保護（就学援助）

【第3子以降の学校給食費無償化対象者の例】

| △ | 第1子 | 第2子 | 第3子 | 第4子 | 無償化の対象者 |
|----|---------|---------|-------|-------|---------|
| 例1 | 25歳被扶養者 | 16歳被扶養者 | 市立中学生 | 市立小学生 | 第3子・第4子 |
| 例2 | 22歳就労者 | 16歳被扶養者 | 市立中学生 | 市立小学生 | 第4子 |
| 例3 | 20歳被扶養者 | 18歳就労者 | 市立中学生 | 市立小学生 | 第4子 |
| 例4 | 20歳就労者 | 18歳就労者 | 市立中学生 | 市立小学生 | 該当なし |
| 例5 | 市立中学生 | 市立中学生 | 市立小学生 | | 第3子 |
| 例6 | 私立中学生 | 県立中学生 | 市立小学生 | | 第3子 |

申出方法

- ① 「申出用2次元コード」をスマートフォン等で読み取り、「令和6年度木更津市学校給食費第3子以降の無償化申出フォーム」に入り、必要事項を入力してください。
- ② 申出フォームに入力した扶養している子のうち、木更津市立小・中学校に現に在籍している子を除いた全ての子の、有効な健康保険証の画像を添付してください。
- ③ 送信ボタンを押し、「送信完了」と表示されたら完了です。

申出期限

給食費無償化の当初申出期限： 令和6年4月30日（火）（必着）

申出後の対応

申出内容の確認結果のお知らせを送付しますので、ご確認ください。

年度途中の申出について

当初申出期限を過ぎ、年度の途中で無償化の要件を新たに満たすこととなった等の場合、速やかに「令和6年度木更津市学校給食費第3子以降の無償化申出フォーム」から申出してください。申出が遅れた場合、無償化の対象となる期間が短くなる場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。

以下の例にあてはまる場合、要件を満たせば無償化の対象となる可能性があります。

… 市外・県外から転入してきた … 扶養する子が増えた

○ 申出に際して特別な事情やその他ご相談がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

年度途中に申出内容に変更が生じた場合

提出した申出書の内容に変更が生じた場合（扶養している子の人数に変更があった場合など）は、「木更津市学校給食費第3子以降の無償化申出事項変更届」を速やかに学校給食課に提出してください。
ご不明点等あれば、お問い合わせ先までご連絡ください。

申出フォームから申出できない場合

市公式ホームページから「木更津市学校給食費第3子以降の無償化申出書」をダウンロードし、学校給食課に提出してください。

ダウンロードできない場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。



市公式ホームページ

ご提出先・お問い合わせ先

木更津市教育委員会

教育部学校給食課（TEL 0438-23-8440）

担当 鈴木・高梨・山口